

産業廃棄物にみる企業の社会的責任

CSR for The Industrial Solid Waste Issue

佐々木 雅一¹

Masakazu Sasaki

Discharging of industrial solid wastes (I.S.W) does not avoid for the enterprise activity. On the other side there is a point of view that the enterprises do not want to pay for unnecessary wastes. However, at present it is required the responsibility for the waste-discharging enterprises on the I.S.W. And the social agreement for I.S.W is changed from the treating object to the usable resources in the resource-circulated economic system. When the enterprises think the I.S.W issue at the point of CSR, therefore, change of thinking way is required that it is useless cost price for unusable objects, but it is necessary cost price on the enterprise governance of I.S.W treatment and recycling.

キーワード：CSR、産業廃棄物、循環型経済社会、排出事業者責任、
廃棄物・リサイクルガバナンス

Key Words : CSR, Industrial Solid Wastes, Resource-Circulated Economic System,
Responsibility on Waste-Discharging Enterprises, Governance for Solid Waste
Treatment and Recycling

はじめに

企業の活動において、産業廃棄物の発生は避けられないが、かといって不要なものにコストをかけることも嫌だ、という考え方が、まだ企業の内部に存在している。では、CSR(企業の社会的責任)という観点から、この問題をどのように考えれば良いだろうか。

現在、CSRという用語は、既に一般化したと考えるても良いだろう。ただ、それがどのような意味内容で用いられているかということになると、現状ではなお様々な解釈のレベルで用いられていることは疑いない。

時には「コンプライアンス」という概念と同義で用いられたりする一方で、人権や差別、労働衛生や年少者労働などにも配慮した、レベルの高い解釈で語られたりすることもある。

そこで、今回はまずCSRの定義内容を

ISO26000：2010に依拠することにする。

1. 「社会的責任」の定義

ISO26000：2010は「社会的責任に関する手引き」と題されている。その第2章の「定義」において、「社会的責任」は以下のように定義されている。

『組織の決定及び活動が社会及び環境に及ぼす影響に対して、次のような透明かつ倫理的な行動を通じて組織が担う責任。』

▽組織及び社会の繁栄を含む持続可能な発展に貢献する。

▽ステークホルダーの期待に配慮する。

▽関連法令を順守し、国際行動規範と整合している。

▽その組織全体に統合され、その組織の関係の中で実践される。

注)関係とは、組織の影響力の範囲内の活動を

指す。

これより、「組織の活動に透明性を維持しながら、社会の持続可能な発展に貢献し、関連法令を順守しつつ、ステークホルダーの期待に沿った行動をとる」ことが、「社会的責任」の中味だということになるだろう。

2. わが国の産業廃棄物の現況

(1) 産業廃棄物の発生の現況

ここで、わが国の産業廃棄物の現在の状況を概観しておく。

かつて産業廃棄物の発生量は、経済活動の伸縮に伴って変化すると言われてきた。しかし、この10年余りを見る限り、経済状況によって変動する割合は以前と比べると小さくなっていて、年間発生量が4億トン前後に固定化しており、その変化量は5%前後になっている。

この理由として挙げられるのは、上・下水道処

理から発生する汚泥を中心とした「汚泥」と、酪農業から発生する「動物のふん尿」が、発生量の3分の2近くを占めており、さらに土木建設工事から発生する「がれき類」を合わせると8割ほどをこれら3品目が占めている。

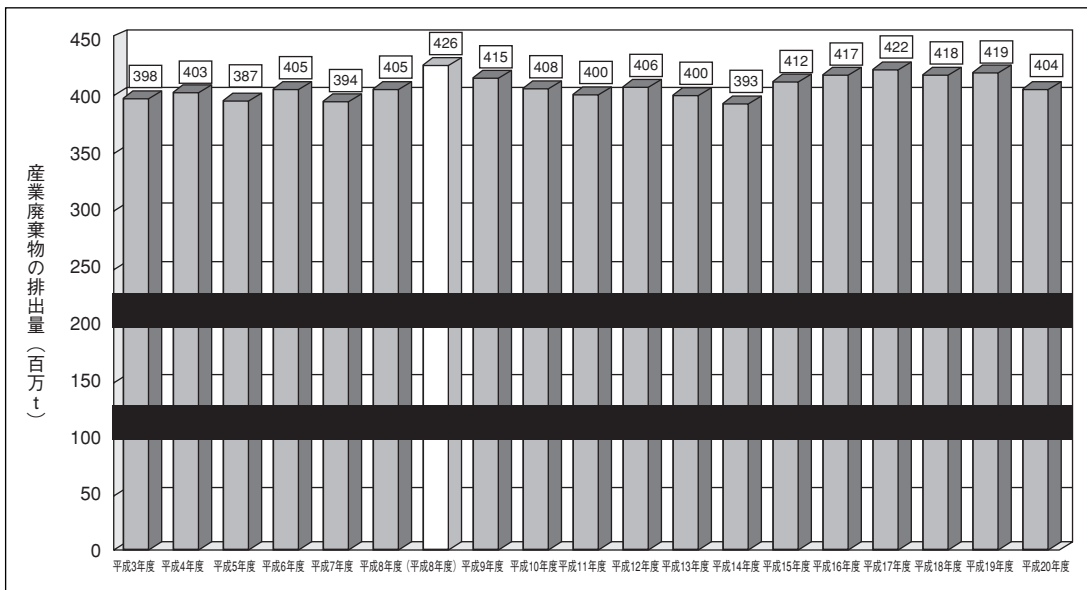
その結果、製造業等から発生する「廃プラスチック類」「鉱さい」「ばいじん」「金属くず」「木くず」「紙くず」「繊維くず」等の産業廃棄物は、発生量全体の20%足らずという状況である。

このことのため、経済的な変動の影響を受けにくい上・下水道汚泥、家畜ふん尿等の廃棄物によって、量的変動が緩和されるに至っている。

(2) 産業廃棄物に対する法的要求

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、廃棄物処理法と記す)が1970年に制定され、それ以来、わが国では廃棄物に関する一切のことは、この法律に従って運営がなされてきた。

しかし、資源の循環や廃棄物減量化などの



(*1) ダイオキシン対策基本方針(ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)に基づき、政府が設定した「廃棄物の減量化の目標量」(平成11年9月28日政府決定)における平成8年度の排出量を示す。

(*2) 平成9年度以降の排出量は*1と同様の算出条件を用いて算出している。

図1 産業廃棄物の排出量の推移(出典：環境省ホームページ)

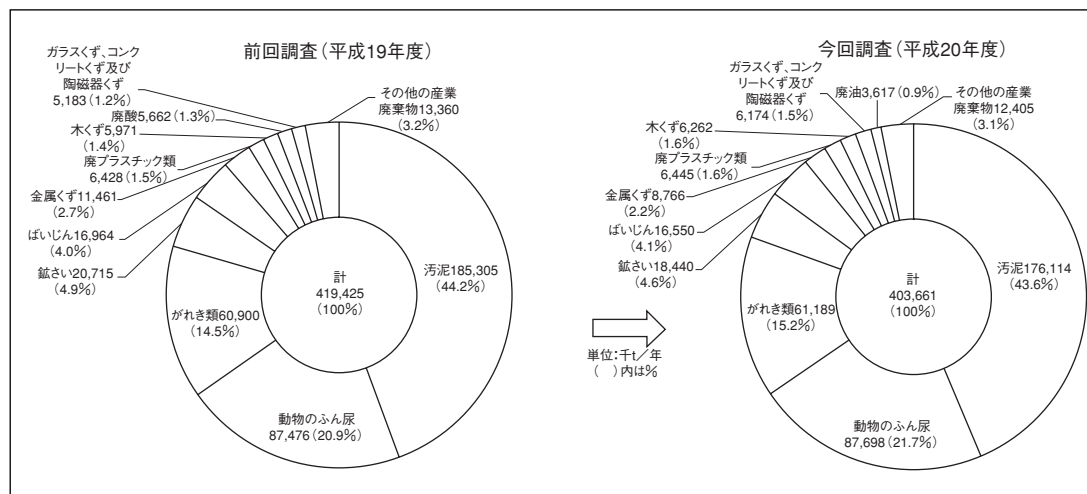


図2 産業廃棄物の種類別排出量(出典：環境省ホームページ)

流れを受けて、1990年代からは3R(リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle))政策による法体系の整備が急速に進められ、多くの個別リサイクル法が制定された。

とはいえ、産業廃棄物に対する基本的な要求は現在に至っても変わっていない。その根本は「適正処理」ということに尽きる。

特に1980年代に頻発した産業廃棄物の不法投棄事案によって、社会的に「産業廃棄物＝悪」という、時には偏見とさえ考えられる図式が定着し、それへの対処が迫られたため、廃棄物処理法の改正が繰り返され、その都度産業廃棄物の排出に対する規制が強化されてきた。結果として、産業廃棄物においては「排出事業者責任」が厳しく問われることとなり、今日では、産業廃棄物を排出した場合、排出事業者は廃棄物がどの産業廃棄物処理業者やリサイクル業者の手を経て、最終的にどこにたどり着いたかを、全て把握することが求められている。

しかも、排出事業者が契約を交わした上で、廃棄物処理の委託を行ったとしても、廃棄物はあくまでも排出事業者に帰属する、という論理で縛られているため、徹底した「PPP(汚染者負担原則)＝

排出事業者責任」が貫かれていることになる。

(3) 産業廃棄物の排出事業者に求められること

このように排出事業者責任が極めて強く求められてきたために、排出事業者には、自社から排出される廃棄物の性状を熟知し、発生量を把握し、廃棄物の処理・リサイクル過程を把握し、しかもこうしたプロセス全体を記録し、それを法で定める期間にわたって保存・保管するという義務が生じている。

このことは、排出事業者が社内的に産業廃棄物に関して専門的な知識を有する人材を育成し、そうした従業員に専門的に廃棄物管理を行わせる必要が生じてきたことを意味している。

さらに最近では、経済産業省も排出事業者の立場に立って「廃棄物・リサイクルガバナンス」による廃棄物管理の必要性を提唱するに至っている。すなわち、事業者が産業廃棄物管理責任者を設置、任命し、適確かつ適法な対処を行うことを求めている。これは、健全な事業活動を行っていく上で産業廃棄物の適正な管理は必要不可欠なものであることを認識し、それに向かって企業が真剣な取り組みを行うことを求めていることにはほかならない。

3. 産業廃棄物管理とCSRの関係

以上に述べてきたように、産業廃棄物の排出事業者にとっては、廃棄物管理から一歩進めた廃棄物ガバナンスという概念まで提示される状況に至っていることが明らかになってきた。

そこで廃棄物ガバナンスという概念を基に、企業における社会的責任と産業廃棄物の関わり方について考えてみたい。

(1) CSRの定義で廃棄物管理を考える

先にCSRの定義として、①組織の活動の透明性、②社会の持続的発展への寄与、③ステークホルダーの期待に沿うこと、④法令の順守、という4条件を挙げた。

これから、この四つの条件と産業廃棄物との関わりを考える。

1) 企業活動の透明性

産業廃棄物を発生させ、排出させるのは、事業活動そのものである。すなわち、生産活動を行うことに付随して、否応なく廃棄物が発生してくるのであるから、廃棄物の管理を行うことは、本来なら原材料の管理、工程の管理と同等のことであるはずである。しかし、廃棄物は本来的に「不要物」であるという宿命を負っている。

企業はその活動の透明性を確保し、ステークホルダーに対して全ての行為に対して説明責任を負っているのだとしたら、廃棄物がどのような状況下で、どれくらい発生し、どのように管理され、処理されたかを、企業の外部にきちんと説明できなければならない。

透明性を確保するということが、自分たちに都合の良いこと、メリットとなることの開示であるのなら、本質的に「透明性」が確保されているとは言いがたい。財務面で損失隠しを行ったり、環境問題でデータを捏造したりする、などということは、

本来有ってはならないことであり、これではCSRとしての透明性は全く担保されないことになる。

ならば、産業廃棄物においても、発生量、処理・リサイクル方法、処理の委託先等の情報は、全て開示されるべき情報である、ということになる。

2) 社会の持続的発展への寄与

現在、資源枯渇・エネルギー枯渇といった、資源危機が社会の切実なテーマとなりつつある。現在の事業活動を継続してゆくためには、資源循環を意識した活動を行わない限り、限りある資源がいずれは枯渇することは言をまたない。

持続可能な社会ということを意識する以上、資源循環は何をさし置いても必要なことである。希少金属類や、石油由来のプラスチック類を利用している以上、これらが枯渇すれば事業活動はおろか、人類の生存の危機にまで至りかねない。

そこまで考えなくても、原油の価格高騰や、金属類の価格の大幅な変動は現に起こっており、その根底には、これらの増産が困難であったり、採掘可能箇所が遍在していたりすることがある。

これでは、経済活動が不安定化し社会の持続的発展はおろか、継続すら危ぶまれる事態を招く。だからこそ、「資源循環」を中核的要素とした企業活動が何より重要なテーマとなる。つまり、循環型経済社会を創り上げる努力なしには、社会の持続的発展は考えられないのだから、産業廃棄物という概念から、循環資源という概念に切り替えて、不要物ではなく、「未利用資源」と見なす考え方が必要になる。

そうであれば、廃棄物・リサイクルガバナンスが企業内でマイナーなポジションから、未利用資源開発というメジャーなポジションに変化し、そこに従事する従業員が専門性を有することの必然性が理解される。また、産業廃棄物だからという軽い対応から、これをどのように再生・循環するかという技術開発のテーマへと変化し、時には事

業ドメインの読み替えすら要求することにもなりかねない。

3) ステークホルダーの期待に沿うこと

ステークホルダーが企業に期待することは、例えば、株主にとっては企業価値の向上による株価の上昇であり、地域住民にとっては地域環境の保全であったり、雇用創出であったりする。金融機関にとっては堅実な経営によって債務の元本を保証し、利払いを継続することである。さらに、従業員という立場であれば、雇用の確保と安定した給与の保証であろう。

こうした、様々なステークホルダーの期待は、企業の安定した継続と、成長なくしては叶わないことであり、企業が社会的責任を果たすということとは、そうした期待に応えることだということになる。

そこで、産業廃棄物をこうしたステークホルダーの期待という観点から見ると、企業が廃棄物の不適正な処理を行って刑事罰や行政処分を受けるようなことになれば、企業の社会的信用が失墜し、それが営業活動や株価に影響することは明らかである。そうなれば、雇用の確保や給与の上昇といったことも怪しくなる。

企業における産業廃棄物の問題は、それを不法と適法のすれすれの線で「上手く立ち回る」ことが、一時的な利益に結び付くこともある。さらに言えば、産業廃棄物処理事業者に対して無理な処理価格の引き下げ要求を飲ませて、コストダウンを図ったつもりでいたところ、不法投棄に巻き込まれたということになれば、原状回復費用などの負担が課せられて、信用の失墜だけでなく、むしろコストアップになってしまうという実例が、見受けられる。

これでは、ステークホルダーの期待に沿うことにはならない。それが合理的な価格であるかどうかのチェックは必要であるが、本来必要なコス

トは負担すべきであり、そうでなければ下請いじめという、むしろCSRの本質と逆行することにもなってしまう。

4) 法律の順守

廃棄物処理法では、排出事業者に厳しく責任を取ることを求めていることを前述した。

これは、過去の不法投棄事案において、排出事業者が排出者責任を十分には全うしてこなかったことにも拠っている。

しかし、CSRという見地からすれば、法や条例を順守しないことによって利益を得ることは、不誠実、不公正な行為であり、社会的な規範から逸脱する行為だから許されない、ということの意味している。

つまり産業廃棄物を、廃棄物処理法や個別のリサイクル法の規定から逸脱した、不適正な処理を行って利益を得ることは、根本的にCSRの概念と対立するものである。だからこそ、廃棄物ガバナンスという概念を持ち込んで、いわば関係する法律・条例の順守を行うためのシステム作りを企業に要求しているのである。

(2) 産業廃棄物に見るCSR

ここまで、CSRを産業廃棄物というターゲットに収斂させて議論を行ってきた。

本来、産業廃棄物というものは、企業の生産活動から必然的に発生してくるものであり、これの発生をゼロにすることは不可能である。ただし、原材料の利用効率が低く、廃棄物が大量に発生するとか、生産ラインの不具合から製品化されなかったものが大量に発生する、といったことでは企業が事業を継続することは困難である。だが、産業廃棄物だから「処理」をするという時代ではなくなったことも事実だろう。

循環型経済社会というものは、いまや企業活動における制約条件として存在するのではなく、そ

れをどのように活用するか、というテーマになったと考えた方が良いのではないだろうか。

廃棄物ではなく、未利用資源として活用方法を考える。コストアップ要因として考えるのではなく、不適正な場合に生じるだろう回復費用を、いかに抑制するかを考える。

環境会計の議論の中では、将来に起こりうる環境負債の忌避という考え方がある。廃棄物においてはこの考え方が強く働くことも考慮すべきだろう。

環境マネジメントシステムという自主的取り組みも定着してきた現在にあって、廃棄物管理、廃棄物ガバナンスという考え方は、企業のマネジメントシステムに組み込まれていなければならないと考えられる。そうでなければ、CSRすなわち企業の社会的な責任を果たすことは、不可能だと考えられるからである。

おわりに

この小論では、CSRという概念の一部として、企業における産業廃棄物との向き合い方を論じてきた。

しかし、残念ながら現在の経済情勢の中で、産業廃棄物の処理費用に対する値引き要求は、日増しに強まっている。確かに厳密な原価計算に則った適正価格の算定という点では、製造原価と比較して廃棄物処理価格の算定には、まだまだ甘い部分があることも認めざるを得ない。しかし、いったん不適正な処理に巻き込まれた場合にこうむる被害を考えれば、単に「不要なものに、コストを掛けたくない」という考え方から抜け出さない限り、CSRという概念の本質を理解していることにはならないのではないだろうか。

参考文献

- ISO/SR国内委員会監修「ISO26000：2010」(日本規格協会、2011、1月)
社団法人大阪府産業廃棄物協会編「廃棄物管理の実務(平成23年度)」(社団法人大阪府産業廃棄物協会、2011、4月)